

霧島山（御鉢）の噴火活動が活 発化した場合の避難計画

平成30年5月

霧 島 市

沿革

令和3年7月 2日修正

令和4年5月27日修正

令和5年5月29日修正

令和6年6月12日修正

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の方針.....	1
3. 規制及び避難等の対象範囲.....	1
4. 噴火警戒レベル4及び5における避難対象地区と避難対象者数.....	2
5. 避難促進施設.....	2
(1) 集客施設等.....	2
(2) 要配慮者施設.....	2
第2章 噴火時の対応	2
1. 噴火警戒レベルが事前、かつ段階的に引き上げられた場合.....	2
(1) 噴火警戒レベル2へ引き上げの場合.....	3
ア 情報収集・伝達.....	3
イ 立入規制・通行規制.....	3
ウ 登山者等の避難誘導.....	3
エ 避難促進施設の対応.....	4
オ 周辺市町との連携.....	4
(2) 噴火警戒レベル3へ引き上げの場合.....	5
ア 情報収集・伝達.....	5
イ 立入規制・通行規制.....	5
ウ 登山者等の避難誘導.....	6
エ 避難促進施設による避難誘導.....	6
オ 住民の避難.....	7
カ 周辺市町との連携.....	7
(3) 噴火警戒レベル4へ引き上げの場合.....	7
ア 情報収集・伝達.....	7
イ 立入規制・通行規制.....	7
ウ 指定避難所等の開設.....	8

エ	避難対象地域にいる登山者等の帰宅促進	9
オ	避難促進施設による避難誘導	9
カ	住民等の避難	9
キ	家畜等の避難	10
(4)	噴火警戒レベル5へ引上げの場合	10
ア	情報収集・伝達	10
イ	立入規制・通行規制	10
ウ	指定避難所等の開設	10
エ	避難促進施設による避難誘導	10
オ	住民等の避難	10
カ	家畜等の避難	15
(5)	複数の火口が活発化した場合	15
2.	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	15
(1)	防災体制	15
(2)	情報収集・伝達	15
(3)	立入規制・通行規制等	16
(4)	登山者等の緊急退避とその後の避難誘導	16
(5)	避難できなかった人達への安全対策	16
(6)	緊急退避を行わない登山者等の避難誘導	16
(7)	避難所等の開設	16
(8)	避難促進施設による避難誘導	16
(9)	住民・家畜等の避難	17
(10)	複数の火口が活発化した場合	17
3.	広域避難	17
(1)	広域避難の判断・実施	17
(2)	避難手段の確保	17
(3)	避難先の受入準備	18
4.	報道機関への対応	18

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルに基づき、噴火活動が活発化した場合（同時に新燃岳が活発化した場合を含む。）における住民や登山者等の安全を確保し、円滑な避難行動がとれるようにすることを目的とする。

2. 計画の方針

本計画は、霧島山火山防災マップ及び霧島山（御鉢）の噴火シナリオに基づき、噴火警戒レベルの推移に応じて住民や登山者等の具体的防災対応が適切に行うことができるよう、必要な応急対策の細部について定めるものである。また、新燃岳が同時に活発化した場合の対応について定める。

噴火時等の避難は、住民や登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。

本計画で特に断りがない場合、「登山者等」とは、登山者、観光客、通過者を指す。

3. 規制及び避難等の対象範囲

霧島山（御鉢）の噴火シナリオでは、噴火警戒レベル3までの警戒範囲は1km～2.5kmまでが示されており、噴火警戒レベル4・5については、2.5km以上の居住地域として示されている。このため、噴火警戒レベル4・5の対象範囲については、霧島火山防災マップ作成にあたって根拠とした霧島火山防災検討委員会での検討結果を基に、想定火口からの範囲を対象として計画を策定する。

表1-1 噴火警戒レベルの各段階における対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	対象範囲	特性
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	御鉢の中心から概ね2.5km以上の範囲で、噴石や火砕流が影響	居住地域が存在。また、主要地方道などがある。 シナリオの大噴火のケースでは噴石や火砕流により、住民等が被害に遭う可能性がある。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まっている。)	すると予想される範囲(御鉢の中心から概ね5kmの範囲)	
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	御鉢の中心から概ね2.5km(活動初期及び活動期)又は2km(活動安定期)の範囲への立入を規制	観光地である高千穂河原があり、また、登山道があることから、範囲内に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオの中噴火のケースでは噴石により登山者等が被害に遭う可能性がある。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	御鉢の中心から概ね1kmの範囲への立入規制	登山道があることから、火口近傍に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオの小噴火のケースでは噴石に

			より登山者等が被害に遭う可能性がある。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	噴気や火山ガスなどの状況により、必要な注意喚起や立入規制などを行う。	

4. 噴火警戒レベル4及び5における避難対象地区等と避難対象者数

表1-2のとおりである。

表1-2 噴火警戒レベル4および5における避難対象地区等と避難対象者数

(平成29年11月現在)

地区・自治会	人口(世帯数)
霧島山自治会	44(22)
神宮台別荘地	
霧島自治会	129(53)
泉水自治会(国道223号から神宮側)	26(11)
新梅北自治会(国道223号から神宮側)	4(2)
永池自治会	42(21)
高千穂リゾート自治会	194(88)
高千穂リゾート別荘地 (A・B・C・D2・J・K・L街区)	
合計	439(197)

5. 避難促進施設

(1) 集客施設等

- ・火口から2km圏内：高千穂河原ビジターセンター及びパークサービスセンター
- ・火口から5km圏内：霧島神宮、霧島市観光案内所、あかまつ荘、民宿きりしま路、民宿登山口温泉、星野リゾート 界 霧島

(2) 要配慮者施設

- ・火口から5km圏内：すめら保育園

第2章 噴火時の対応

1. 噴火警戒レベルが事前に、かつ、段階的に引き上げられた場合

噴火警戒レベルが段階的に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、火山災害対策編第1章別表6に基づき、規制や避難等の防災対応を行う。ただし、噴火警戒レベルは、必ずしも順番に引き上げられるわけではないことに注意する。

なお、複数の火口が活発化した場合、火山災害対策編別表6に規定する体制よりも高次の体制に移行することも検討する。

また、関係機関は、霧島市等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

(1) 噴火警戒レベル2へ引き上げの場合

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、速やかに、火口周辺規制の実施をおこなうとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な対応にあたる。

ア 情報収集・伝達

鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、火山災害対策編第1章第3節第4項「噴火警報等の伝達系統及び伝達手段」に基づき、住民や登山者等への情報伝達をおこない、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや火口周辺規制の実施について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル2に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

噴火警戒レベル2における立入規制および通行規制の位置は、下図のとおりである。



※古宮跡については、規制範囲外

規制区域	規制内容	管理者
高千穂峰登山口～御鉢～高千穂峰	利用禁止	鹿児島県・環境省
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省・宮崎県・宮崎県関係市町

ウ 登山者・観光客等の避難誘導

(ア) 霧島市は、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設への連絡等により、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

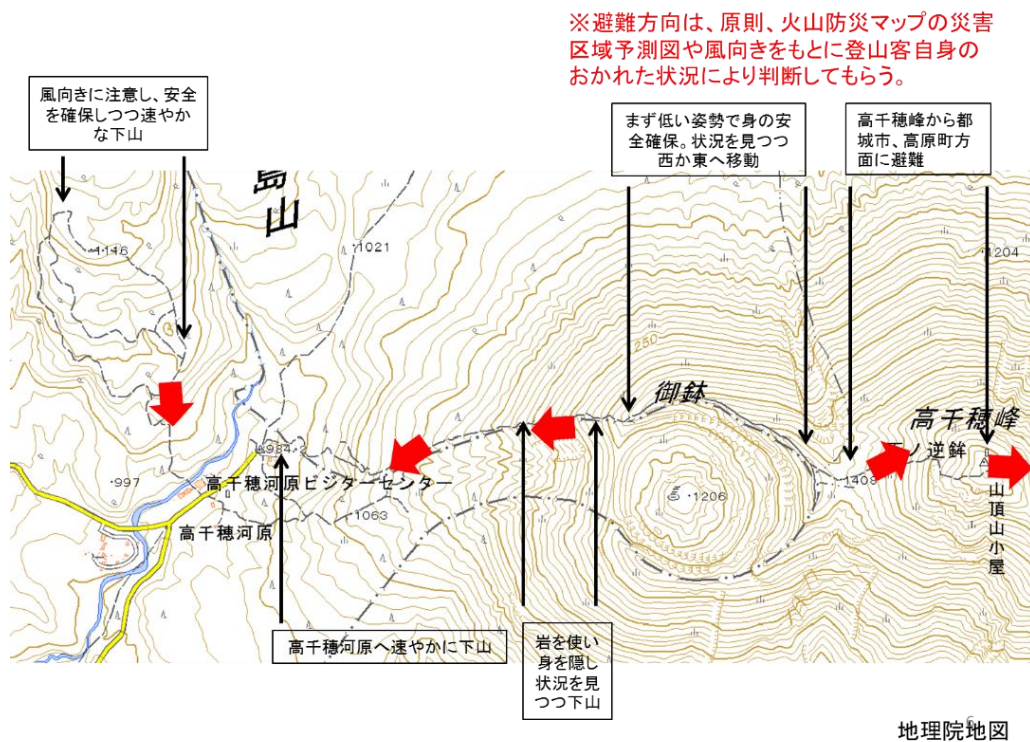
(イ) 警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の規制範囲外への避難について誘導を行う。この際、ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員と連携し対応する。

警察・消防職員及びビジターセンター職員並びにパークサービスセンター職員は、身の安全を確保しつつ、霧島市等の情報をもとに登山口での登山者等の避難誘導にあたる。

状況により、ビジターセンターや避難壕に避難誘導し、待機を促す。

(ウ) 避難の手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とするが、自力避難の手段を持たない登山客等のため車両等の確保を行う。必要により、県へ車両やヘリコプターを要請する。

(エ) 緊急下山・避難時のルートは、下図のとおりである。



エ 避難促進施設（ビジターセンター及びパークサービスセンター）の対応

施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、霧島市等と連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

オ 周辺市町との連携

(ア) 霧島市側から入山した者で、都城市及び高原町方面へ避難（下山）した登山者、都城市及び高原町から入山し霧島市側に避難（下山）した登山者の状況を把握し、周辺市町と情報共有を行う。

(イ) 上記登山者の避難（下山）後の移動については、避難（下山）側の市町が入山側の市町へ輸送する。

(2) 噴火警戒レベル3へ引き上げの場合

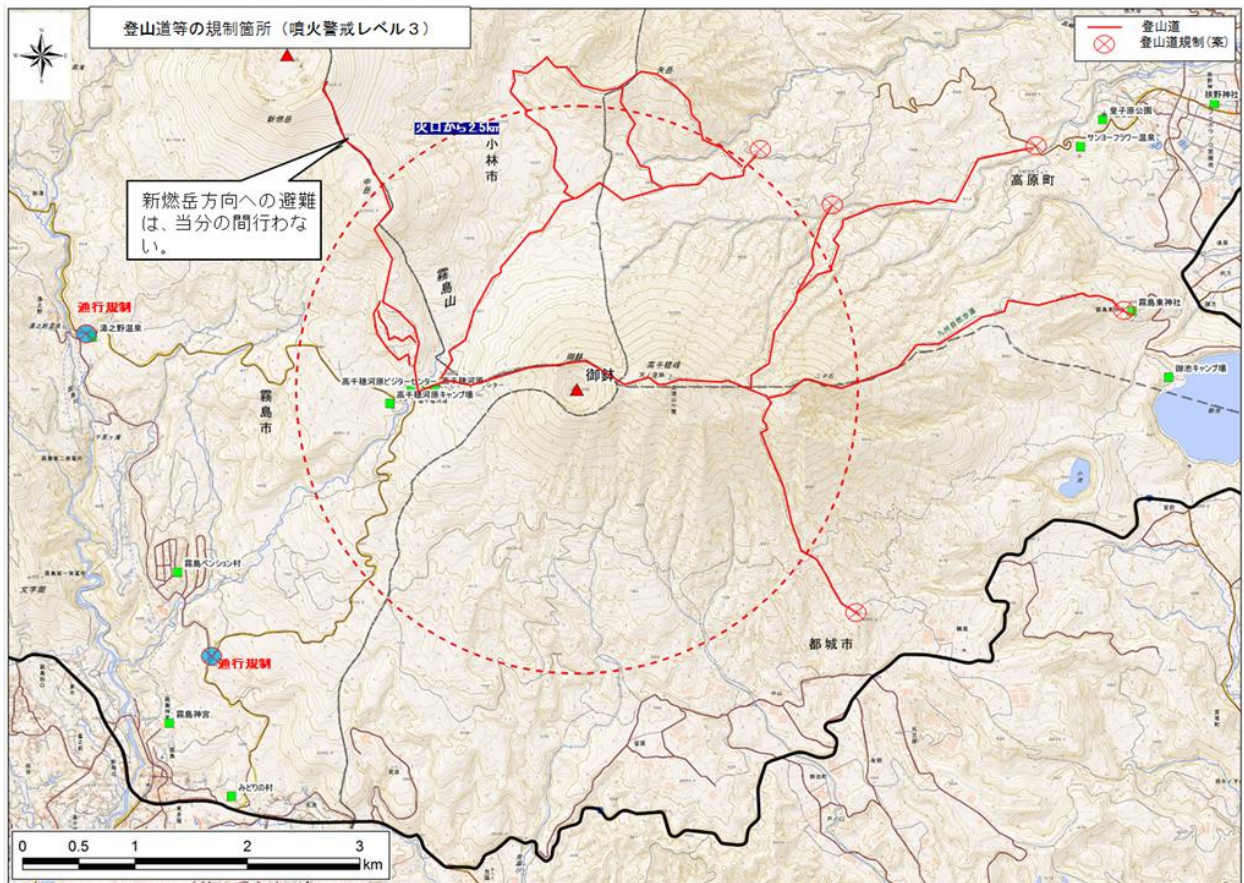
ア 情報収集・伝達

鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、住民や登山者等への情報伝達を速やかにおこない、噴火警戒レベルが3に引き上げられたこと、または入山規制の実施等について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

(ア) 登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル3に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

噴火警戒レベル3における登山道や道路の規制の位置図は、下図のとおりである。



規制区域	規制内容	管理者
県道 104 号 (霧島市霧島田口地先 (県道 104 号交差点 (湯之野三叉路)) ~ 高千穂河原)	通行止	鹿児島県
県道 480 号 (霧島市霧島田口地先 (市道永池-湯之野線分岐点) ~ 高千穂河原)	通行止	鹿児島県
中岳中腹探勝路入口~新燃岳の登山道	利用禁止	鹿児島県
宮崎県側登山道	利用禁止	環境省・宮崎県・宮崎県関係市町

(イ) 規制箇所の通行について、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。規制にあたっては、警察の協力を得る。

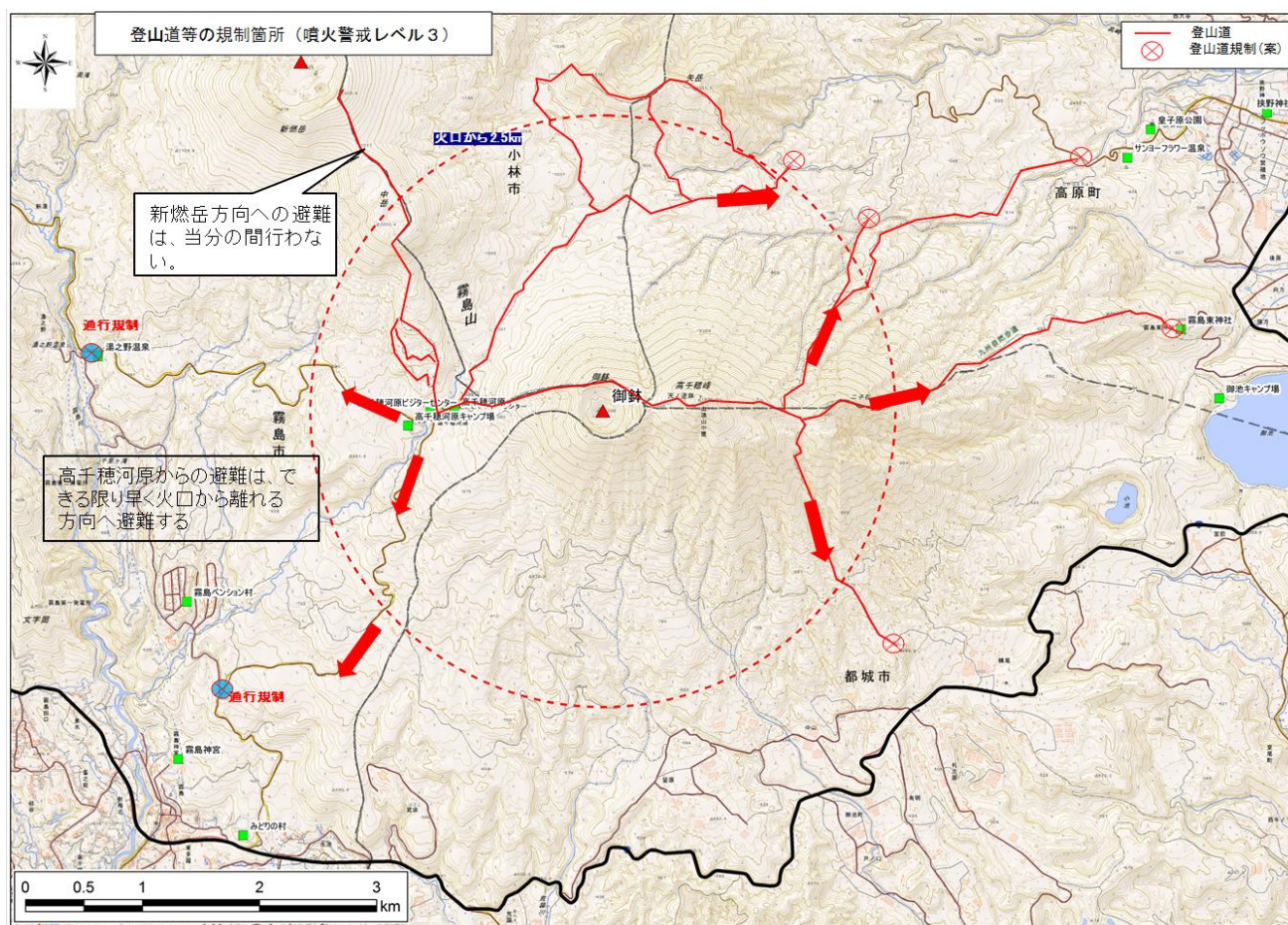
ウ 登山者等の避難誘導

(ア) 霧島市は、防災行政無線、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ・ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

(イ) 市職員、警察、消防等は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難誘導を行う。避難手段は、徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

(ウ) 避難誘導にあたっては、火口から遠ざかる方向に誘導する。

下山・避難時のルート図は、下図のとおりである。



エ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 火口近くに位置するビジターセンター及びパークサービスセンターは、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、規制範囲外への緊急退避の措置をとる。

(イ) 霧島市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について、施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。

(ウ) 要配慮者施設については、噴火警戒レベル4引上げ後速やかに避難できるように、避難の準備を呼びかけるとともに、避難の調整・誘導方法について確認する。

(エ) 規制範囲内の施設利用者等の避難にあたっては、施設からの要請により、避難所等を開設する。

オ 住民の避難

(ア) 要配慮者の避難準備

霧島市は、レベル4・5で避難を開始する要配慮者に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

(イ) その他の住民への対応

- a 自主避難者については、避難所を開設する。
- b 上記以外の住民に対しては、火山の活動状況等必要な情報を提供する。

カ 周辺市町との連携

(ア) 霧島市側から鹿ヶ原方面へ入山した者で、高原町方面へ避難（下山）した登山者及び高原町から鹿ヶ原方面へ入山し霧島市側に避難（下山）した登山者の状況を把握し、関係市町で情報共有を行う。

(イ) 上記登山者の避難（下山）後の移動については、避難（下山）側の市町が入山側の市町へ輸送する。

(3) 噴火警戒レベル4へ引き上げの場合

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、霧島市は関係機関と協議し、避難対象地域に対して高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難誘導を優先して行う。

ア 情報収集・伝達

鹿児島地方気象台や鹿児島県との連携を強化するとともに、御鉢周辺住民や登山者等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや高齢者等避難の発令について、周知徹底する。

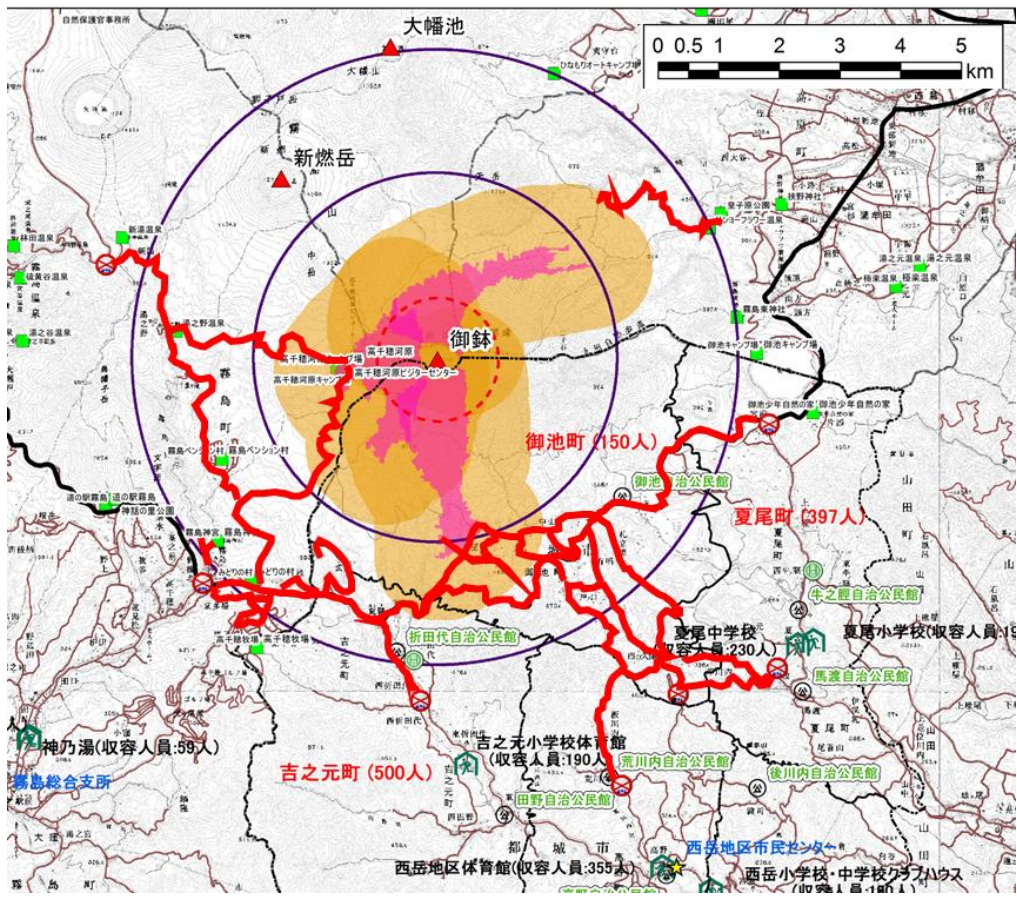
イ 立入規制・通行規制

(ア) 避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル4に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

(イ) 噴火警戒レベル4における観光客等の立入規制および通行規制の位置図は、次の図・表のとおりである。なお火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次おこなう。

(ウ) 規制箇所の通行について、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察の協力を得る。



規制区域（警戒範囲概ね 5 km の場合）	規制内容	道路管理者
国道 223 号（霧島市霧島田口地先（霧島神社臨時駐車場付近）～都城 市御池町（御池三叉路））	通行止	宮崎県 鹿児島県
県道 104 号（霧島市牧園町高千穂地先（新湯交差点）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
県道 480 号（霧島市霧島田口地先（国道 223 号交差点）～高千穂河原）	通行止	鹿児島県
市道永池－狩川線（霧島市霧島田口地先（霧島ロイヤルホテル付近） ～国道 223 号交差点）	通行止	霧島市
市道永池－湯之野線（霧島市霧島田口地先（県道 480 号交差点）～県 道 104 号交差点（湯之野三叉路））	通行止	霧島市

ウ 指定避難所等の開設

噴火警戒レベルが 4 に引き上げられた場合、避難対象地域の住民等に高齢者等避難を発令し、避難者等を受け入れるための避難所等を開設する。

表 2 【霧島市】避難対象住民の指定避難所

避難所名	所在地	収容力（人）
霧島公民館	霧島市霧島田口 500	106
神乃湯	霧島市霧島田口 501	59
国分いきいき交流センター	霧島市国分重久 19	247
牧園農村活性化センター	霧島市牧園宿窪田 813-11	170
合 計		582

エ 避難対象地域にいる登山者等の帰宅促進

登山者等が避難対象地域にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいて、大きな負担がかかることが考えられるので、噴火警戒レベル5になる前に、登山者等の帰宅を促し負担を軽減する。このため、避難対象地域にいる登山者等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、登山者等の移動手段を確保する。

オ 避難促進施設による避難誘導

- (ア) 居住地域近傍に位置する避難促進施設は、高齢者等避難の発令等にともない、事前に定めている避難確保計画を活用して霧島市と連携し、利用者の避難誘導を行う。
- (イ) 霧島市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

カ 住民等の避難

- (ア) 噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、表3の対象地区に高齢者等避難を発令し、要配慮者には避難を、住民等には避難準備を呼びかける。
避難にあたっては、火口から遠ざかる方向に避難するとともに、住民及び登山者等の混交による車両渋滞が生じないように努めて経路を指定する。

表3 高齢者等避難を発令する対象地区等

地区・自治会
霧島山自治会
神宮台別荘地自治会
霧島自治会
泉水自治会（国道223号から神宮側）
新梅北自治会（国道223号から神宮側）
永池自治会
高千穂リゾート自治会
高千穂リゾート別荘地 （A・B・C・D2・J・K・L街区）

- (イ) 交通手段は徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。
- (ウ) 携行品については、長期にわたる避難も考慮し必要かつ、最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。
- (エ) 避難に際し住民のとるべき行動

住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの高齢者等避難や避難指示の発令に伴う避難の呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

- a 住民及び地域の避難誘導責任者は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、指定避難所等を事前に把握しておくとともに、霧島火山防災マップで火山災害についても把握するものとする。
- b 避難の際の携帯品は予め準備しておき、避難の際は混乱を避けるため制限を守ることとする。

る。持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯することとする。

c 避難の前には必ず石油ストーブの消火を確認し、ガスはガス栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止することとする。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めることとする。

d 避難するときは、基本的に頭巾又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡やマスク又はこれに類するものを着用することとする。

e 行動は近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすることとする。

f 行動は沈着に行い、不確実な情報等にまどわされないよう注意することとする。

キ 家畜等の避難

畜産事業者の飼育する動物及び個人の愛玩動物は、原則として所有者の責任において避難先を確保する。畜産事業者は、飼育する動物の避難先及び移転手段等について事前に検討しておく。

(4) 噴火警戒レベル5へ引き上げの場合

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、霧島市は、避難対象地区に対して避難指示を発令し、住民及び登山者等の避難誘導を行う。

ア 情報収集・伝達

住民及び登山者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示について、周知徹底する。

イ 立入規制・通行規制

(ア) 避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル5に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

(イ) 噴火警戒レベル5における立入規制および通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。

なお火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次おこなう。

(ウ) 規制箇所の通行について、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察の協力を得る。

ウ 指定避難所等の開設

噴火警戒レベルが4に引き上げられて開設する避難所に同じ。

エ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 居住地域に位置する避難促進施設は、霧島市の避難指示に基づき、事前に定めている避難確保計画を活用して霧島市と連携し、利用者の避難誘導を行う。

(イ) 避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示が発令されたことを周知する。

オ 住民等の避難

(ア) 噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、避難指示を発令し、住民等には避難を呼びかける。

(イ) 交通手段は徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

(ウ) 携行品については、必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

(エ) 避難対象地区の避難方法

霧島市の対象地区の指定避難所や避難経路等は次のとおりとする。なお、所要時間は自家用車での避難として、時速 15km で計算している。

<各地区の指定避難所及び避難経路等>

○ 霧島山自治会、神宮台別荘地区

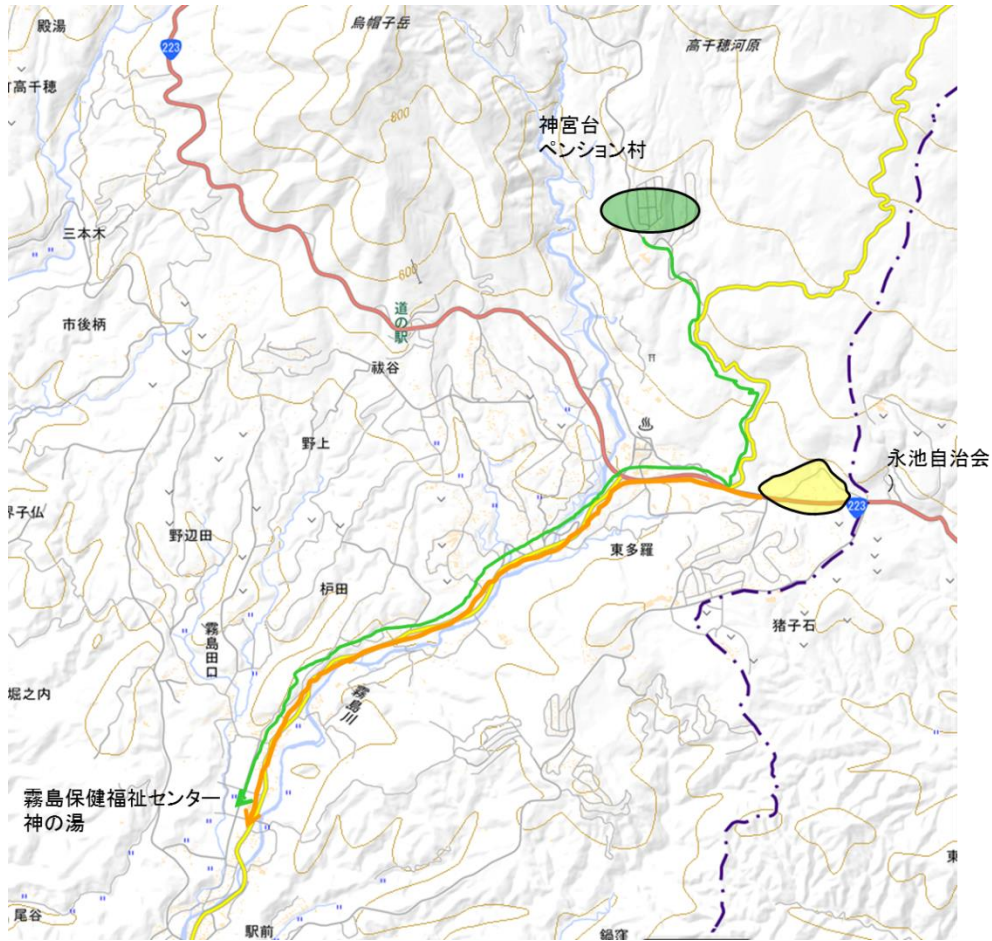
- 避難先 : 霧島公民館、神乃湯
- 避難経路 : 市道永池・湯之野線～県道霧島公園線～国道 223 号～県道国分霧島線
- 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
2 2	4 4				防災行政無線 電話	7.0 k m	約 2 8 分

○ 永池自治会

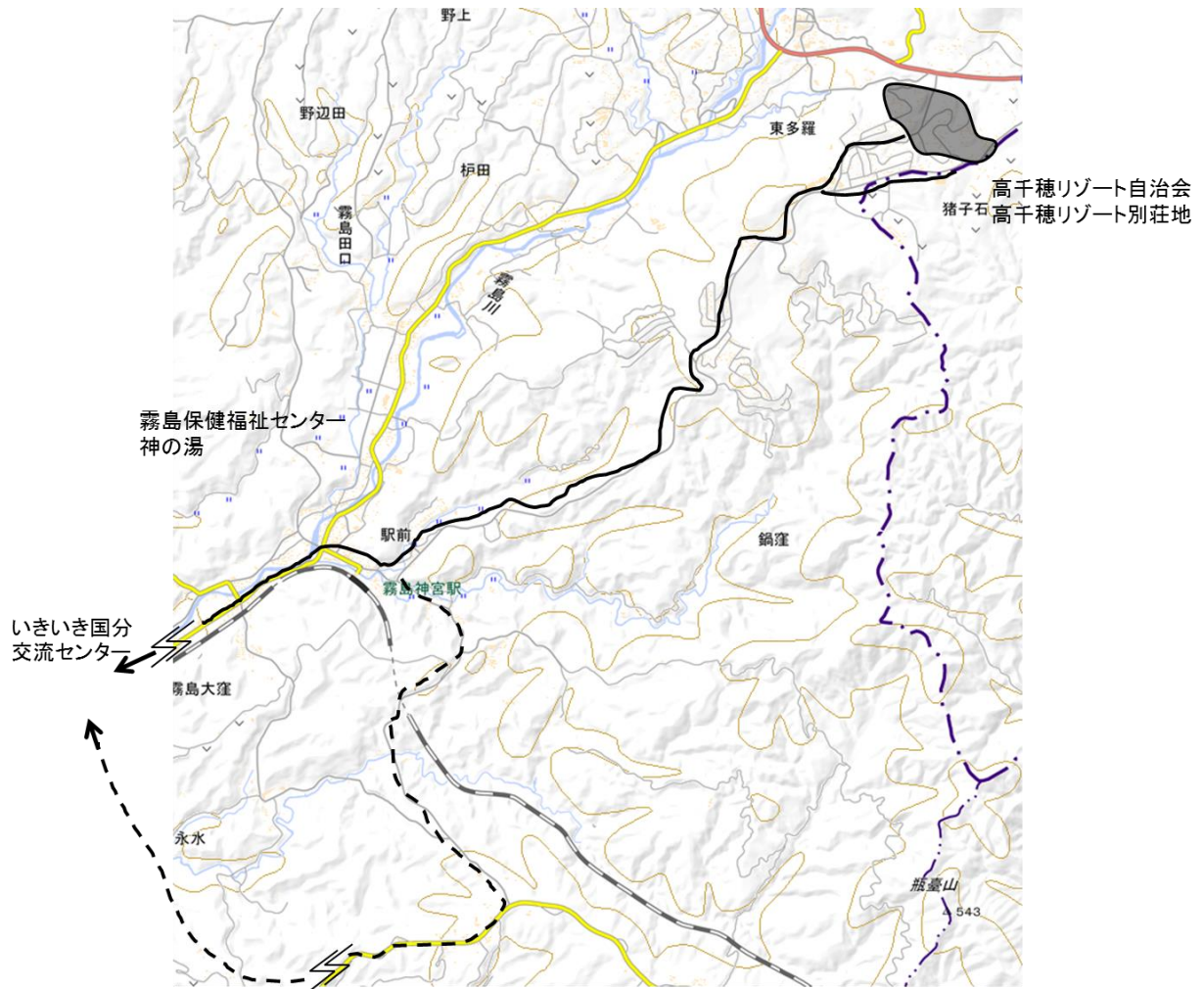
- 避難先 : 霧島公民館、神乃湯
- 避難経路 : 都城市市道～市道永池・狩川線～県道国分霧島線
- 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
2 1	4 2				防災行政無線 電話	5.0 k m	約 2 0 分



- 高千穂リゾート自治会・高千穂リゾート別荘地（A・B・C・D2・J・K・L街区）
 - 避難先：いきいき国分交流センター
 - 避難経路：市道～市道永池・狩川線～県道国分霧島線
 （予備：市道狩川－梅ノ木線～県道都城隼人線～県道国分霧島線）
 - 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
88	194				防災行政無線 電話、広報車	20.0 km	約80分



○ 泉水自治会（国道 223 号から神宮側）

● 避難先：いきいき国分交流センター

● 避難経路：市道泉水・市後柄線～市道牧園・霧島線～市道川原田・水流川原線～県道豊後迫隼人線～県道都城隼人線

● 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
11	26				防災行政無線 電話	20.0 km	約80分

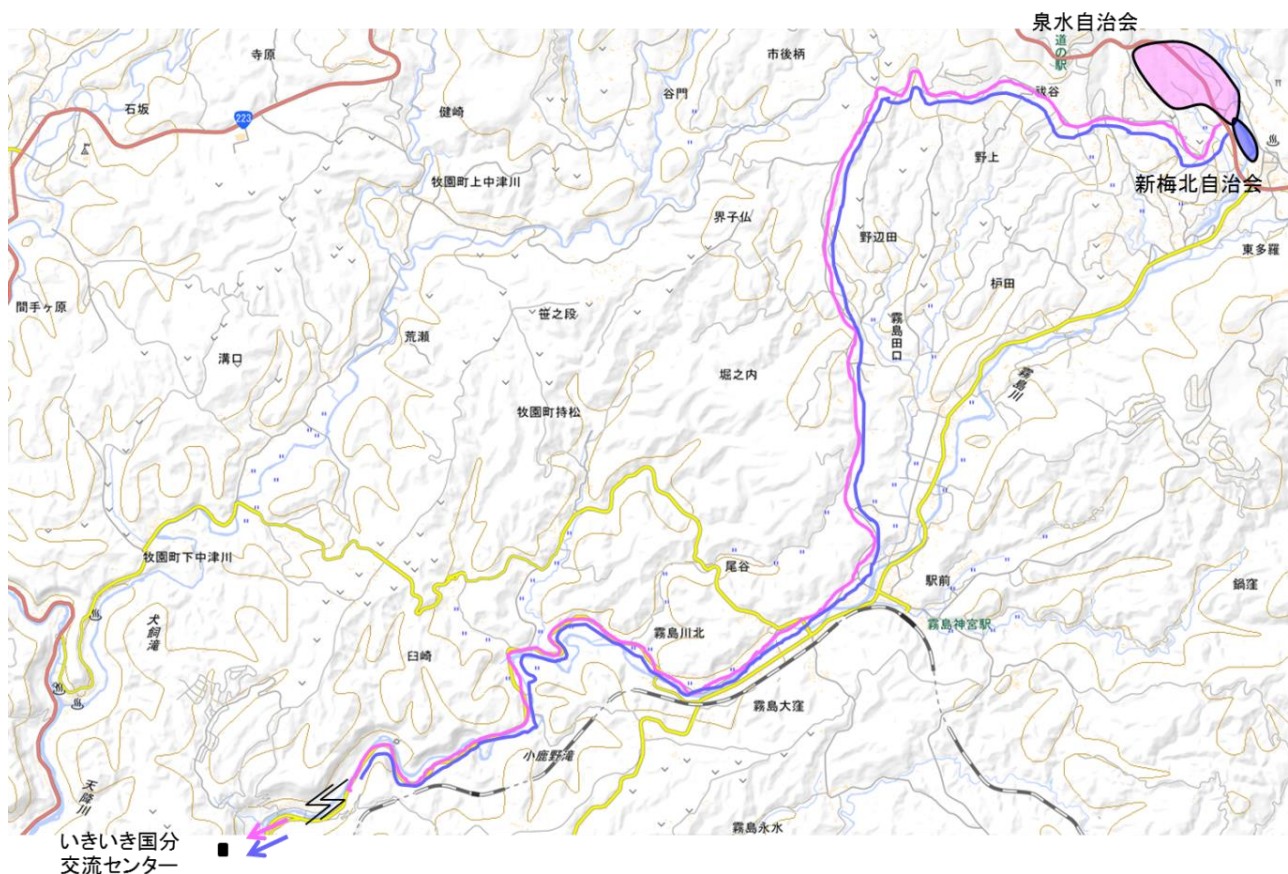
○ 新梅北自治会（国道 223 号から神宮側）

● 避難先：いきいき国分交流センター

● 避難経路：市道泉水・市後柄線～市道牧園・霧島線～市道川原田・水流川原線～県道豊後迫隼人線～県道都城隼人線

● 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
2	4				防災行政無線 電話	19.0 k m	約 7 6 分



○ 霧島自治会

● 避難先 : 牧園農村活性化センター

● 避難経路 : 国道 223 号

(予備 : 市道泉水・市後柄線～市道牧園・霧島線～国道 223 号)

● 世帯数等

世帯数	人数	避難行動 要支援者数	車両数	避難誘導責任者	連絡手段	避難所へ の距離	所要時間
5 3	1 2 9				防災行政無線 電話	20.0 k m	約 8 0 分



(オ) 避難に際し住民等のとるべき行動

噴火警戒レベル4の時と同じ。

カ 家畜等の避難

噴火警戒レベル4の時と同じ。

(5) 複数の火口が活発化した場合

御鉢の噴火警戒レベルが2以上に引上げられた際、新燃岳の噴火警戒レベルも2以上になっている場合の対応は、霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画第2章第1項（5）（複数の火口が活発化した場合）による。

2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

（レベル1から3へ、レベル2から4又は5へ）

(1) 防災体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

必要に応じて、県へ自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、霧島市等と連携し、防災対応にあたる。

(2) 情報収集・伝達

市は、噴火の程度によっては、まず避難対象地区に避難指示を発令するとともに、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所等までの避難」などの情報を、速やかに住民や登山者等に周知する。

その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民や登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図るとともに、県及び報道機関等とも連携し、住民や登山者等に対して行う周知活動を行う。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、霧島市に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、霧島市に報告する。

住民や登山者等への周知については、火山地域の実情に応じた文案を定めておく。また、外国人対応として、多言語で文案を作成するよう努めるとともに、内容として「噴火が発生した」「立入禁止」等の要点が伝わりやすいように、シンプルな文案とする。

(3) 立入規制・通行規制等

立入規制や通行規制の実施については、事前かつ段階的に引上げられた場合の噴火警戒レベル2から4の対応に準じる。

(4) 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

緊急退避とは、噴石等から身を守るため、もしくは避難が間に合わない場合に緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「避難壕へ移動する」などの行動を指す。緊急退避は、霧島市の指示がなくとも住民や登山者等、もしくは避難促進施設が自ら行うことが必要であり、日頃からその周知・啓発に努める。

また、緊急退避実施後、入山規制範囲内に登山者等が残留している場合には、規制範囲外へ避難させる必要があり、火山活動の状況等を踏まえて協議会等で対応を協議し、登山者等の避難誘導を行う。その際の避難は自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない者については、霧島市等がその確保に努める。

ビジターセンター職員及びパークサービスセンター職員は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

(5) 避難できなくなった人達への安全対策

噴火により避難経路が閉ざされた場合は、近傍の安全な場所へ退避し、市又は警察・消防等に連絡し、その指示に従う。

必要に応じ、自衛隊への災害派遣を要請し、救助・救出活動を行う。

(6) 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

市は避難促進施設等とも連携し、登山者等を規制範囲外まで避難させる。

その際の避難は、自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、霧島市又は避難促進施設がその確保に努める。

(7) 避難所等の開設

避難所等の開設については、噴火警戒レベルが事前かつ段階的に引上げられた場合の噴火警戒レベル4の対応に準じる。

(8) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。

火山活動の状況等に応じて、霧島市との協議により、霧島市と連携し避難所等までの避難誘導にあた

る。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、霧島市に報告する。

霧島市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

(9) 住民・家畜等の避難

噴火警戒レベルが事前かつ段階的に上げられた場合に準ずる。

(10) 複数の火口が活発化した場合

第2章第1項及び本項(1)～(9)により対応する。

3. 広域避難

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が霧島市もしくは鹿児島県境を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難の必要性の判断や広域避難に伴う避難手段の確保などを行う。広域避難に関する防災対応が、速やかに行えるよう、霧島市等の対応項目を整理し、その手順等について定めておく。

(1) 広域避難の判断・実施

広域避難を実施するにあたって、まず、その必要性を迅速に判断し、避難等に関わる機関が連携をとり、対応する。

霧島市は、火山現象の影響範囲によって、同市内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、予め定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、合同会議等で、情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。

市は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて県及び警察と連携して、避難経路での通行規制及び避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

避難の手段として、直接避難の場合は自家用車、一時集合場所に集まったの集団避難はバスを利用する。また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊にヘリや車両での輸送を依頼する。

① 必要台数を決定しバス事業者等に要請を行う。

そのため、バス事業者等との災害協定の締結を促進する。

② 避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所を予め定めておく。

③ バスの台数が不足し、また出勤が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、鹿児島県災害対策本部での調整・依頼を行う。

④ 予め定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。

⑤ 避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

⑥ JRの活用、広域輸送については、鹿児島県災害対策本部へ要請するとともに、霧島市も所要の関係機関と調整し避難者の輸送手段を確保する。

(3) 避難先の受入準備

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、鹿児島県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては鹿児島県に対し当該他の都道府県との協議を要請する。

4. 報道機関への対応

多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、鹿児島県や霧島市の災害対策本部等に報道対策部門を設置し、報道関係者への対応に当たる。

報道関係者には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、風評被害を防止する観点から正確な救助活動状況や被害情報の報道を依頼する。